

令和8年度民間の専門技能活用支援事業実施要領

(特非) 長野県セルフセンター協議会
(以下、文中「セルフセンター」)

1 事業の目的

障がい者就労支援事業所等（以下「事業所」という。）の工賃向上に関して先駆的な取組を行っているなど民間の専門技能を有する人材を事業所のニーズに応じて派遣等を行い、事業所職員が経営改善の手法、対外的な交渉術、生産活動における品質の確保・向上などについて助言・指導を受けることにより、工賃向上に向けた実践的な取組を支援する。

2 事業の対象となる事業所

原則として長野県内の就労継続支援B型事業所。ただし、「工賃向上計画」を作成し、意欲的かつ積極的に工賃向上に取り組む以下の事業所も対象とする。

①就労継続支援A型事業所 ②生活介護事業所 ③地域活動支援センター

3 実施内容等

(1) 実施する内容等は以下のとおりとし、区分のA・Bのいずれかから事業所が選択して実施する。

区分	派遣等を行う人材	主な内容	実施形式等
A	工賃向上アドバイザー 山口 健俊 氏 (株)シーンリンクス 事業開発担当	・工賃向上のポイント・基本的な考え方 ・時間単価、価格の決まり方 ・価格交渉、営業（作業開拓）方法 等	・少数事業所参加型 （1～2事業所） ・多数事業所連携型 （3事業所以上）
B	事業所が指導・助言を受けたい民間の専門知識・技能を有する人材	・事業所の自主製品の品質向上、提供役務の技術向上等に関する指導・助言 等	・対面（訪問）形式 ・オンライン形式 【所要時間】 3時間まで（基本） ＊3時間を超える場合は アドバイザー等と調整

(2) 経費の負担

事業の実施に係る経費については、実施形式等により1回当たり以下のとおりセルフセンターが負担する。

実施形式		負担額（限度額）	
		謝金、需用費、賃借料等	旅費
対面（訪問）形式	少数事業所参加型 （1～2事業所）	66,000 円	○交通費 ・公共交通機関利用の場合、鉄道賃等実費 ・車利用の場合、1 km当たり 30 円（路程1 km未満切り捨て）及び有料道路利用代
	多数事業所連携型 （3事業所以上）	99,000 円	○宿泊費 実費（上限額 16,000 円） ○その他雑費 駐車場代等
オンライン形式		44,000 円※	—

※オンライン形式は、少数事業所参加型・多数事業所連携型の別を問わず一律 44,000 円

4 事業の利用手続き等

(1) 利用の申請・決定

- ①事業の実施を希望する事業所は、「令和8年度民間の専門技能活用支援事業利用申請書」(様式1-1号、1-2号)を、区分に応じた添付資料とともに実施予定(希望)日の1か月前までに、地域連携促進コーディネーターを経由してセルフセンターに提出する。なお、多数事業所連携型で実施する場合は、申請書の提出は代表事業所が取りまとめて行う。
- ②セルフセンターは、申請内容を審査し適当と認められる場合は、「令和8年度民間の専門技能活用支援事業利用決定通知書」(様式2号)により事業所に通知しアドバイザー等の派遣を行う。なお、上記3(1)の区分Aの場合は、セルフセンターがアドバイザーとの日程調整を行った後に実施日時を決定し通知する。
- ③利用決定後、事業所(代表事業所)はアドバイザー等と打合せを行い、事業がより効果的なものとなるよう努めるものとする。

(2) 事業の利用回数

1事業所当たりの年度内の事業利用(参加)回数は、原則として上記3(1)区分A・Bそれぞれ1回までとする。

5 事業の実施結果の報告及び経費の支払等

- (1)事業所は、事業実施後30日以内に「令和8年度民間の専門技能活用支援事業実施報告書」(様式3号)と「令和8年度民間の専門技能活用支援事業負担金請求書」(様式4号)を、地域連携促進コーディネーターを経由してセルフセンターに提出する。
- (2)セルフセンターは、上記(1)の内容を確認の上、事業の実施に要した経費のうち負担対象経費を、事業所が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)区分Aで実施した場合のアドバイザーの謝金及び旅費は、セルフセンターが直接アドバイザーに支払うものとする。

6 その他留意事項等

(1) 著作権の保護

- ①本事業において区分Aのアドバイザーが提供する資料等の著作権は、アドバイザーが所属する団体に帰属するため、無断での転用は厳禁とする。ただし、アドバイザーの許可を得た場合はこの限りではない。
- ②区分Bの場合は、派遣講師等の確認の上、適正に対処するものとする。

(2) 秘密の保持

アドバイザー等は、本事業の実施に当たって知り得た秘密及び個人情報を、本事業以外の用途に用いてはならない。

(3) その他

- ①セルフセンターは、本年度の予算の上限に達した時には、事業を終了とする。
- ②この要領に定めのない事項及び事業実施に当たって生じる疑義等については、その都度関係者間で協議するものとする。

※この要領は令和8年5月18日から適用する。